

パブリックコメント手続（ご意見の募集）

「茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例 （素案）」について

※ パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民のみなさまから寄せられたご意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

ご意見の募集期間

平成31年 4月 5日（金）～ 令和元年 5月 8日（水）

お問い合わせ：都市部建築指導課指導担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅 ヶ 崎 市

「茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例（素案）」の

概要について

平成31年 4月

都市部建築指導課

市では「茅ヶ崎市建築基準条例」（以下、条例という。）の改正に向けて作業を進めています。
この度、条例の改正について素案がまとまりましたので、皆様からご意見を募集します。

1 条例改正の理由

建築を取り巻く社会経済情勢は、技術の進歩や市街地環境等の変化が起きています。
このような中で、国産木材利用の促進を図るため、木造建築物に係る建築規制制度の合理化が求められています。

こうした背景を踏まえ、防火地域及び準防火地域内の建築物に関する規制の合理化や耐火建築物としなければならない建築物の対象の合理化を行うため、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により建築基準法（昭和25年法第201号。以下「法」という。）が改正されました。

条例は、法に定める規定に加えて、建築物等に対して制限を付加していることから、法改正にあわせて関係する規定について必要な改正を行うものです。

●法改正の概要

・木造の特殊建築物の外壁等の規制の見直し（廃止（法第24条））

現在では、消防力が向上しているため、屋根不燃区域における木造建築物等の外壁で延焼のおそれのある部分について、準防火性能としなければならない旨の規制について規定した法第23条の規定に適合することにより、延焼の抑制という法第24条の目的は達成されることから、この度、法が改正され、法第24条の規定による規制が廃止されます。

・耐火建築物としなければならない特殊建築物の対象の合理化（法第27条第1項関係）

法第27条第1項の規定に適合しなければならない特殊建築物の対象から、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除くこととしました。

2 条例改正の内容

- (1) 法第24条に規定される木造建築物等の外壁の防火構造等の防火性能に関する規定が廃止されたことに伴い、条例で規定している同様の防火関係規定を削除します。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例（素案）

改正後	改正前
(構造) 第27条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 (削除)	(構造) 第27条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。 <u>2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</u> <u>3 建築物の一部が前項に該当する場合においては、政令第112条第12項の規定を準用する。</u>

- (2) 避難階以外の階に主階がある公会堂、集会場の用途に供するものは、耐火建築物としなければならないとしていましたが、法第27条の改正に伴い、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものは除外します。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例（素案）

改正後	改正前
（主階が避難階以外の階にある興行場等） 第47条 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。 (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。 (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けること。 (4) 前号の場合には、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。 2 前項第3号の屋上広場については、第34条の規定を準用する。 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（<u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。</u>）は、耐火建築物としなければならない。 4 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場等については、第38条及び第39条第2項の規定は、適用しない。	（主階が避難階以外の階にある興行場等） 第47条 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。 (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。 (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設けること。 (4) 前号の場合には、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。 2 前項第3号の屋上広場については、第34条の規定を準用する。 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。 4 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場等については、第38条及び第39条第2項の規定は、適用しない。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例（素案）

平成３１年（２０１９年）４月発行

発	行	茅ヶ崎市
編	集	都市部 建築指導課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
電話：0467-82-1111（代表）
FAX：0467-57-8377
メールアドレス：kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp